※分割納付する場合

・分割納付する場合は、第5条第1項（共同），第6条第1項（受託）は以下の内容に差し替えてください。

【共同】

第５条　乙は，表記契約項目表８に掲げる研究経費を甲が発行する請求書により，１回目　●●月●●日までに●●●円を，２回目　●●月●●日までに残りの研究経費●●●円を納付しなければならない。なお，乙が納付の義務を怠った場合には，甲は残りの研究経費の全部又は一部について，支払期限を繰り上げることができる。

【受託】

第６条　乙は，表記契約項目表８に掲げる研究経費を甲が発行する請求書により，１回目　●●月●●日までに●●●円を，２回目　●●月●●日までに残りの研究経費●●●円を納付しなければならない。なお，乙が納付の義務を怠った場合には，甲は残りの研究経費の全部又は一部について，支払期限を繰り上げることができる。